

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項について定める。

(定義)

第2条 本規定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第23条における理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主な勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行上の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員報酬は月額とし、会長が理事会の承認を得て定める。
- 3 常勤役員報酬は毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前に繰り上げて勤務日に支給する。非常勤役員報酬は、その職務の遂行後これを請求のあった日から遅滞なく支払う。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 5 常勤役員報酬月額及び役員賞与の年合計額は、総会で定めた額の範囲を超えないものとする。

(常勤役員に対する報酬の日割計算)

第4条 月の途中に、常勤役員に就任し又は退任した場合の毎月の報酬は、日割計算して支給する。

- 2 毎月の報酬の計算において1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げる。

(通勤費)

第5条 常勤役員が通勤のために交通機関等を利用する場合には、通勤費を支給する。

- 2 通勤費は月額とし、その額は、公共の交通機関を利用する場合は1か月定期券購入代金の額とする。

(費用)

第6条 役員がその職務の執行に当たって必要な旅費又は役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費については職員旅費規程を準用する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則 この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

[別添]

(平成22年度第1回通常総会決議)

役員報酬の件

公益社団法人移行後の役員に対する報酬については、公益社団法人全国労働衛生団体連合会定款第29条の記定により、役員報酬については、下記のとおりとすることを承認する。

記

- 1 常勤役員の間報酬総額は次のとおりとする。

専務理事	1,200万円までの範囲内
常務理事	1,000万円までの範囲内
- 2 非常勤役員報酬は、理事会等への出席1回当たり10,000円とする。ただし、監事が、監査その他監事に認められた法令上の権限を行使する場合には、1回当たり20,000円とする。

平成22年5月25日